

# 新破産法が中国ビジネスに与える影響

昨年中国では新しい企業破産法を可決し、いよいよ本年6月1日から施行することとなりました。今回の新破産法は、外商投資企業にも適用されるほか、破産管財人制度の導入、再生制度の確立などを盛り込んだ大改正で、中国ビジネスに關与している企業にとっては非常に重要な法律であります。本セミナーでは、新法について、中国關係の国際倒産の第一人者である池内稚利弁護士（元パルソン・ハルビン破産管財人代理、元マイカ管財人代理として、上海第一法院、大連マイカ商城等の中国を含めた海外資産の処理を担当。また、中国關係の日本企業の破産管財人を多数経験）を講師として、新破産法の紹介と共に、新法が日本企業の中国關係会社の実務に与える影響を大胆に予想し解説いたします。

- 日時 2007年6月19日（火） 9:30～12:30
- 会場 TSR セミナールーム （東京都港区新橋 1-18-15 佐伯ビル 8F）
- 費用 25,000 円（税込） \*テキスト代含む
- 内容

定員 30 名

1. 中国の破産手続を巡る法制
2. 新破産法の立法経緯
3. 旧破産法との相違点と新破産法の特徴
4. 新破産法概説
5. 新破産法に関する実務上の諸問題

\*セミナーの録音・録画はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

\*開催日までに、内容を多少変更する可能性があります。

\*主催者、講師等の諸般の事情によりセミナー開催を中止させていただく場合がございます。予めご了承ください。

- 講師 中国人民大学法学院客員研究員 / 光和総合法律事務所 弁護士 池内 稚利 氏

1985年中央大学法学部法律学科卒。1991年第一東京弁護士会登録、1994年中国人民大学漢語中心留学（漢語進修生）、1995年中国人民大学法律系入系（普通進修生）、1996年中国人民大学法学院客員講師に招聘、1999年中国人民大学法学院東アジア法律研究所客員研究員に招聘。過去のセミナーに「中国投資はなぜ失敗するか」。

- お問い合わせ ナレッジマネジメントジャパン株式会社 B-Seminar 担当  
Tel. 03-5575-2436 Fax. 0120-453-702 〒107-0052 東京都港区赤坂 6-2-12 サージュ赤坂 2F  
Homepage <http://www.kmjpn.com> E-mail: [seminar@kmjpn.com](mailto:seminar@kmjpn.com)

## ■ お申込み

下記にご記入の上、FAX 下さい。（Fax. 0120-453-702）又はホームページからお申し込みいただけます。

お申込みを受付後、当社より受講票及び請求書を郵送いたします。セミナー3日前までにお振込みください。

セミナー3日前（土日祝日を除く）を過ぎたキャンセルは100%のキャンセル料がかかります。\*セミナーの録音・録画はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。\*開催日までに、内容を多少変更する可能性があります。\*主催者、講師等の諸般の事情によりセミナー開催を中止させていただく場合がございます。予めご了承ください。

6月19日（火）9:30～12:30 新破産法が中国ビジネスに与える影響			
受講者名		フリガナ	
会社名			
ご住所	〒		
部署名		役職名	
TEL		FAX	
E-mail アドレス			